

都市計画法第58条の2  
の規定に基づく届出が必  
要です。

## 京都御苑東地区地区計画

### 【区域の整備・開発及び保全の方針】

#### ○地区計画の目標

当地区は、京都御苑の東側に位置した歴史的な神社の境内地を含む地区であり、周辺には、学校や寺院をはじめとした文化的資源となる建築物が集積し、京都御苑を中心とした文化ゾーンが形成されている。

さらに、当地区は、京都御所等の歴史資源と緑豊かな自然環境が調和した優れた歴史的環境を有する地区である。

このような地区において、地区計画を定めることにより、京都御苑周辺の文化ゾーンとしての機能を維持しつつ、京都御苑と一体となった優れた歴史的環境を将来にわたって保全継承することを目標とする。

#### ○土地利用の方針

当地区の優れた歴史的環境を保全継承することにより、周辺環境と調和した土地利用を図る。

#### ○建築物等の整備方針

当地区に継承されてきた歴史的・文化的環境を維持し、京都御苑と一体となった当地区にふさわしい環境の形成を図るため、共同住宅、寄宿舍等の建築を抑制するなど地区の区分の特性に応じた建築物等の用途の制限を定める。

また、京都御苑の緑豊かな自然環境と調和した良好な景観の形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。

### 【地区計画 位置図】



## 【地区整備計画】

### ●建築物等に関する事項

#### ○建築物等の用途の制限

次に掲げる以外の建築物は建築してはならない。

A地区	C地区
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの</li><li>・ 公益上必要な建築物（巡査派出所，公衆電話所，公衆便所等）</li><li>・ 上記建築物に付属するもの</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 京都御苑又は駐車場の管理の用に供する建築物</li><li>・ 公益上必要な建築物（巡査派出所，公衆電話所，公衆便所等）</li><li>・ 上記建築物に付属するもの</li></ul>

※B地区は，用途の制限がありません。

#### ○建築物等の高さの最高限度（すべての地区）

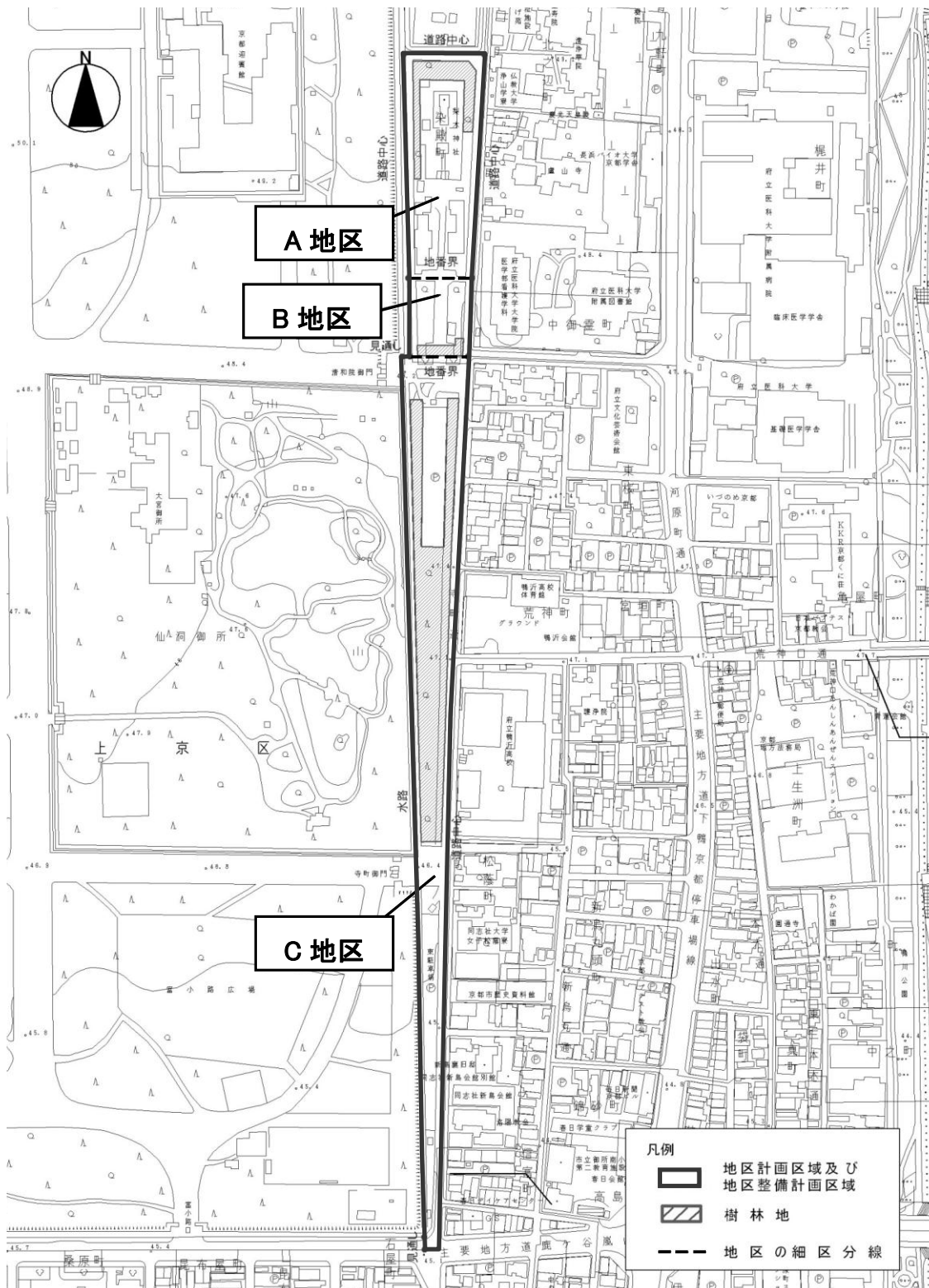
10メートル

（ただし，軒の高さが10メートル以下の場合で，勾配屋根（3/10から4.5/10までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については，12メートル）

### ●土地の利用に関する事項

- ・ 計画図に表示する区域については，樹林地として保全する。
- ・ 保全する樹林地の区域には建築物その他の工作物を建築，築造又は設置してはならない。ただし，公益上又は管理上やむを得ない行為，その他地区計画の目標を実現するうえで支障のない行為についてはこの限りではない。

【地区計画及び地区整備計画 区域図】



お問い合わせ先  
 京都市都市計画局都市企画部都市計画課  
 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
 TEL (075) 222-3505